

## 佐渡市告示第 227 号

### 佐渡市一般競争入札共通公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び佐渡市財務規則（平成 16 年佐渡市規則第 54 号）第 154 条の規定に基づき、建設工事の一般競争入札について必要な事項を公告する。

この公告は、別に定めるものを除くほか一般競争入札に係る公告のうち、一般的項目及び共通項目について定めたものであり、その他の公告事項は、個々の建設工事の概要等が決定次第、別に公告する。

なお、この公告により平成 20 年 4 月 24 日告示の「佐渡市一般競争入札共通公告（佐渡市告示第 90 号）」は廃止する。

平成 21 年 1 月 15 日

佐渡市長 高野宏一郎

#### 第 1 対象工事

この公告に係る対象工事（以下「対象工事」という。）は、下記（1）から（3）までのすべてに該当する建設工事とする。ただし、入札参加資格者が 8 者未満の場合、特殊な機械等が必要となる場合又は市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 予定価格が 130 万円以上 1 億 2000 万円未満の工事
- (2) 普通難度の工事
- (3) 佐渡市内に営業所（建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所をいう。）を有する建設業者を対象として実施できる工事

#### 第 2 個別公告

市長は、入札参加資格者に対して、対象工事に係る工事内容及び工事に該当する業者の等級等の概要を、この公告とは別に 7 日間公告するものとする。

- (1) 工事内容
  - ① 工事名
  - ② 工事場所
  - ③ 工事概要
  - ④ 入札予定日
- (2) 入札参加対象者
  - ① 建設工事の種類
  - ② 地理的条件
  - ③ 等級又は総合評点
  - ④ その他

※ (2)②として表示する区域は、合併前の旧市町村の区域で表示する。

#### 第 3 入札参加資格者の等級等

第 2 の (2) の③の等級の決定については、対象工事及び当該入札参加資格者の営業所の種別（「主たる営業所」又は「その他の営業所」をいう。）に応じ、下記（1）又は（2）とする。ただし、災害復旧に係る土木一式工事については発注標準（佐渡市建設工事入札参加資格審査規程（平成 16 年佐渡市告示第 73 号）に規定するもの。以下同

じ。)に基づく等級以上の等級及び直近下位の等級とする。

(1) 発注標準に基づく単一等級

(2) 下記表の定めるところにより工事の種類及び規模に応じた等級等

土木一式工事及び建築一式工事

工事の規模	入札参加範囲
5,000 万円以上 12,000 万円未満	A、B
1,500 万円以上 5,000 万円未満	A、B、C
400 万円以上 1,500 万円未満	B、C、D
130 万円超 400 万円未満	C、D

舗装工事

工事の規模	入札参加範囲
130 万円超 3,500 万円未満	A、B

電気工事

工事の規模	入札参加範囲
900 万円以上 2,000 万円未満	A、B
300 万円以上 900 万円未満	A、B、C
130 万円超 300 万円未満	B、C

管工事

工事の規模	入札参加範囲
900 万円 (1,500 万円) 以上 4,000 万円 (5,000 万円) 未満	A、B
300 万円以上 900 万円(1,500 万円)未満	A、B、C
130 万円超 300 万円未満	B、C

※ 管工事のカッコ内は、水道管渠の工事に係るものを示す。

その他の工事

工事の規模	入札参加範囲
5,000 万円以上	総合評点が 678 点以上の者
1,500 万円以上	総合評点が 617 点以上の者
1,500 万円未満	総合評点が 1 点以上の者

※ 「総合評点」とは、平成 19 年度・20 年度入札参加資格者名簿に登載された者の当該名簿に登載された総合評点をいう。

#### 第 4 入札参加資格者の条件

(1) 主体条件

単体企業にあっては、以下の要件のすべてを満たすものであること。経常共同企業体にあっては、構成員のすべてにおいて①及び⑤の要件を、代表構成員において②の要件を満たすほか、経常共同企業体として③及び④の要件を満たすものであること。

① 佐渡市建設工事入札参加資格審査規程（平成 16 年 3 月 1 日佐渡市告示第 73 号）

第 2 条第 1 項各号又は第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に該当しないこと。

② 上記第 2 の個別公告（以下「個別公告」という。）で公表される対象工事（以下「公

表対象工事」という。)に係る「営業所の区域」に営業所(個別公告にある公表対象工事の「建設工事の種類」に該当する建設業の許可を得た建設業法第3条第1項のものをいう。以下同じ。)を有すること。

- ③ 平成19・20年度入札参加資格者名簿に登載されており、同入札参加資格者名簿において公表対象工事に係る「建設工事の種類」及び「等級」を有する者であること。
- ④ 現場代理人及び主任技術者(監理技術者)の適正な配置ができること。
- ⑤ 本件工事に係る入札参加資格確認申請書を提出した日から本件工事の入札日までの間において、佐渡市から指名停止の措置を受けた者(指名停止期間の一部が属するものを含む。)でないこと。

※ 営業所の種別のうち「その他の営業所」を有する者については、平成20年4月1日以降引き続き佐渡市内に当該営業所を有する場合で次の表の上欄に掲げる建設工事の種類に対応する同表下欄に掲げる従業員(佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を有するときは、上記②及び③の規定にかかわらず、その営業所の区域及び等級につき公表対象工事に係る「主たる営業所の場合」を適用する。

土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	舗装工事
30人	30人	10人	10人	10人

## (2) その他条件

経常共同企業体は、同一入札において構成員が単体企業として参加しているときは、当該入札に同時に参加できないものとする。

## 第5 入札参加手続き

### (1) 資格確認の申請

入札参加の確認を希望する者は、次により指定する期限までに入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を以下により提出し、入札参加資格確認を受けなければならない。

- ① 提出日時 個別公告に定める期間の各日の全日。ただし、当該個別公告に定める期間の最終日においては午後5時までとする。
- ② 提出先 佐渡市企画財政部契約検査課契約係指定の電子メールアドレス
- ③ 提出書類 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
  - ※ 添付書類(初度の提出内容に変更のない場合は、同一年度内において2回目以降の提出は不要)
  - 従業員調書(様式第2号。提出は、上記第4の(1)の※に該当する営業所に限る。)
- ④ 提出方法 事前に本人から届出のある電子メールアドレスからの当市指定の電子メールアドレスへの送信による。

### (2) 入札参加資格の通知等

入札参加資格については、上記申請書の受付日で確認を行う。

その結果については、速やかに決定し、一般競争入札資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により電子メールで通知する。

入札参加資格の確認がされなかった者に対しては、その理由を付記し、電子メールで通知する。

(3) 設計図書（内訳明細書等、図面及び仕様書）の閲覧等及び質疑

① 閲覧等

設計図書の閲覧については佐渡市役所 3 階閲覧場所において行う。

閲覧用の設計図書は、電子データのみで用意する。

② 質 疑

現場説明会は原則として開催しない。質疑事項がある場合は、下記により、質疑書を提出しなければならない（開催する場合は、個別公告にその旨を記載する。）。

ア 提出方法 質疑事項（様式は任意）を当市指定の電子メールアドレスへ送信することによる。

イ 提出期限 入札日前週の火曜日の午前中まで

ウ その他 電話・FAX での質疑の受け付けはしない。

回答は質疑の提出期限の翌日の午後までに、該当入札に参加する者すべてに対し、事前に届出のある電子メールアドレスあて回答書を送信する。

(4) 文書の併用

入札参加資格の確認等に係る申請及び通知については、上記のとおり、原則として電子メールによる電子情報の送受により完結するものであるが、当分の間、電子機器等の環境整備完了までは文書による送受も可とする。

第6 総合評価方式（簡易（実績）型）による入札の特例

佐渡市の発注する建設工事において、総合評価方式（簡易（実績）型）による一般競争入札に付するときの評価項目及び評価の方法、落札予定者並びに技術資料については、次のとおりとする。

なお、技術資料が未提出の者及び下記 2 (1) の加算点が 0 点に満たない者は、総合評価方式による入札に参加することができない。

また、入札において最低制限価格未満の額で入札した者の入札は、無効とし、この総合評価方式の対象とはしない。

1 評価項目

(1) 企業の技術力

ア 同種工事の実績 イ 工事成績 ウ 優良工事表彰

(2) 配置予定技術者の能力

ア 技術者の能力 イ 優秀技術者表彰等

(3) 地域貢献度

ア 災害時等における活動実績等 イ 維持管理実績

(4) 地域精通度

地域調達

## 2 評価の方法

### (1) 標準点と加算点の付与

入札参加資格を有する者全てに標準点（100点）を与え、さらに上記1を評価して加算点を与える。配点は別表「総合評価項目（簡易（実績）型）」のとおりとする。

### (2) 総合評価の方法

価格及び別表による評価に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記（1）により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札金額で除して得た値（以下、評価値という。）をもって行う。

【参考】 評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札金額

## 3 技術資料

### (1) 提出内容

総合評価方式による一般競争入札においては、申請書のほかに、技術資料（第3号様式及び第4号様式）を申請書と同様の例により、別に指定するときまでに提出しなければならない。

この場合において、技術資料に記載の項目を証する書類（下記（2）の技術資料の作成方法にある「確認資料」をいう。以下「確認資料」という。）は、次項4の落札予定者となった際に、当該落札予定者のみが提出することとするので、申請書及び技術資料提出の際は、確認資料の添付は不要とする。

### (2) 作成方法

技術資料は、次により作成すること。

#### ① 様式第3号「企業の技術力・地域貢献度確認資料」

##### (ア) 同種工事の実績

過去10ヶ年度（当年度含む。）に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事で、次に掲げる基準を全て満たす製作及び架設の施工実績を有すること。（共同企業体としての実績は、出資比率が30%以上の案件に限る。）

経常共同企業体にあつては、その経常共同企業体での締結及び出資比率が30%以上の構成員の施工実績を対象とする。

○ 「同種工事の実績」に係る評価基準としての「同種工事」及び「類似工事」の具体的な内容は、その要否を含め該当工事の個別公告（第2に掲げるものをいう。）に特記する。

○ 国、新潟県又は佐渡市が発注した工事で施工地が佐渡市内であるものとする。

○ 記載する同種工事の施工実績の件数は1件とする。

※ 確認資料：記載した工事に係る契約書の写し及び特記内容が確認できるもの。ただし、佐渡市が発注した工事（合併前の旧市町村のものを除く。）の場合は、不要とする。

##### (イ) 工事成績

工事成績については資料の提出を求めないが、新潟県発注工事における過去3ヶ年度の全工種工事成績評定点の平均点により評価を行う。

なお、経常共同企業体の工事成績評定についても、当該経常共同企業体における過去3ヶ年度の全工種工事成績評定点の平均点により評価を行う。

(ウ) 優良工事表彰

過去3ヶ年度に新潟県優良工事表彰（知事表彰）を受賞していれば記載すること。（共同企業体で受賞した場合は、出資比率が30%以上の案件に限り評価の対象とする。）

なお、経常共同企業体にあつては、その経常共同企業体の受賞及び出資比率が30%以上の構成員の受賞を対象とする。

※ 確認資料：受賞等を証明する書類の写し

(エ) 災害時等における活動実績

過去3ヶ年度（当年度含む。）の災害時等における活動実績及び防災協定は、佐渡市内における新潟県又は佐渡市を当事者とするものとする。防災協定は1社が単独で、又は共同で締結していることを問わない。

活動実績の範囲は以下のとおりとする。ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。

なお、経常共同企業体にあつては、その経常共同企業体での締結及び出資比率が30%以上の構成員の締結を対象とする。

○ 緊急性を要し指示書等で対応した活動

- ・災害復旧工事の応急工事等（査定等の前に実施しているもの）
- ・災害時の点検、パトロール等

※ 確認資料：指示書等実績又は防災協定書の写し。ただし、防災協定において佐渡市との防災協定の場合は不要とする。

(オ) 維持管理実績

過去3ヶ年度（当年度含む。）の道路除雪の受託契約（協定）の締結又は維持修繕（補修）の実績とは、佐渡市内における新潟県又は佐渡市を当事者とするもので以下のものをいう。

なお、経常共同企業体にあつては、出資比率が30%以上の構成員の実績を対象とする。

○ 通常の道路除雪作業

○ 単価契約等による日常的な維持管理活動

- ・道路、河川、漁港等の修繕（補修）、除草等
- ・点検、休日パトロール等

○ 指示書等による緊急的な維持管理活動

- ・道路や河川等の修繕（補修）等

※ 確認資料：道路除雪受託契約（協定）書及び契約書、指示書等実績の写し。ただし、道路除雪において佐渡市との受託契約の場合は不要とする。

(カ) 地域調達

当該工事において、下請負（一次及び二次を含み、下請負金額が500万円を超えるものに限る。）のすべてを佐渡市内企業（佐渡市内に本店又は支店を有する企業をいう。）に設定する場合又は下請負を設定しない場合に評価の対象とする。

なお、このことの確認は、当該工事履行後において下請負契約を証明する契約書等（施工管理台帳、下請け決定通知書及び下請企業との契約書、注文書、請書等）により行うこととする。

② 様式第4号「配置予定技術者の能力確認資料」

(ア) 技術者の能力

配置予定技術者の保有する資格を記載すること。

配置予定技術者を複数とした場合、配置予定技術者の能力に係る評点は、そのうちの最も低い評価を受けた者をもって算定する。

※ 確認資料：資格を証明する書類の写し

(イ) 優秀技術者表彰等

新潟県優秀技術者表彰（知事表彰）を受賞又は優秀技術者証の交付を受けていれば記載すること。

※ 確認資料：受賞等を証明する書類の写し

4 落札予定者

入札参加者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内であり、上記2（2）によって得られた評価値（以下単に「評価値」という。）の最も高い者を落札予定者とす。ただし、無効の入札を行った者のほか事後における技術資料の審査又は申請書記載項目において虚偽の申告であることが確認された者を落札予定者としていた場合は、次により取り扱う。

- ① 当該虚偽の申告が当該落札予定者の故意又は重大な過失によるものであるとき 当該入札は無効とし、当該落札予定者以外で評価値の最も高い者を改めて落札予定者として、落札者の審査をする。
- ② ①以外のとき 当該虚偽の申告に該当する評価項目の評点は0点とし、評価値を再度算出し、落札予定者を決定する。

上記の場合を含め、申請書及び技術資料の記載内容に係る虚偽の申告が、入札参加者の故意又は重大な過失に基づくものであるときは、当該入札参加者の行為を佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要綱に基づく不正又は不誠実な行為として指名停止の措置の対象とする。

第7 その他

(1) 契約保証金

佐渡市財務規則第145条及び第146条の規定による。

(2) 入札保証金

佐渡市財務規則第157条から第160条の規定による。

(3) 入札を無効とする場合に関する事項

佐渡市財務規則第168条の規定に該当する場合のほか申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件及び入札執行に係る関係規定に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格確認者であっても、開札のときにおいて佐渡市の指名停止を受けているもの、その他開札のときにおいて資格のないものは、入札参加資格のない者とする。

(4) 入札を中止する場合に関する事項

佐渡市財務規則第172条の規定に該当する場合のほか、個別公告の入札参加資格確認者又は入札参加者が2者以内のときは入札を中止する。

(5) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置

談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前号の規定による。

(6) 前払金

佐渡市財務規則第 93 条第 2 項及び同規則別記佐渡市建設工事請負基準約款の規定による。

(7) 部分払金

佐渡市財務規則第 152 条及び同規則別記佐渡市建設工事請負基準約款の規定による。

(8) 入札書

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 予定価格

確認通知書に表示し、通知する。

(10) 最低制限価格

最低制限価格は、予定価格が 300 万円以上の建設工事の入札にあたり設定する。ただし、個別公告で別に定めた場合はこの限りでない。

(11) 落札者の決定方法

上記（9）の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(12) その他

- ① 入札参加者は、この公告に定めるもののほか、佐渡市財務規則その他の関係規定を遵守することとする。
- ② 書類に虚偽の記載をした場合においては、建設工事の指名停止措置に準じ措置を行うことがある。
- ③ 予定価格が 1000 万円以上の入札にあたっては、工事内訳書を提出しなければならない。
- ④ 入札参加資格確認後、開札までの間に入札を辞退する場合は、書面で届け出なければならない。
- ⑤ 入札参加資格確認以後の入札手続については、別に「入札、契約の手引き」により事前に確認すること。

別表 総合評価方式 評価項目 (簡易(実績)型)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
<b>【企業の技術力】</b>				
同種工事 の実績	過去10ヶ年度(当年度含む。)の同種・類似工事の実績の有無(国、新潟県又は佐渡市の発注工事で佐渡市内でのもの。)	同種工事	1.00	/ 1.00
		類似工事	0.50	
		なし	0.00	
工事成績	新潟県発注工事における過去3年間の全工種工事成績評定点の平均点	80点以上	6.00	/ 6.00
		70点以上 80点未満 評点=6.00×(平均点-70)/10	6.00 ~ 0.00	
		65点以上 70点未満 又は 実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
	新潟県発注工事における過去四半期(3ヶ月)間の全工種工事成績評定点の最低点	65点以上 又は 実績なし	0.00	/ 0.00
65点未満		-1.00		
優良工事 表彰	過去3ヶ年度の新潟県優良工事表彰の有無	知事表彰あり	1.00	/ 1.00
		知事表彰なし	0.00	
<b>【配置予定技術者の能力】</b>				
技術者の 能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木(建築)施工管理技士 又は 技術士(1級建築士)	1.00	/ 1.00
		2級土木(建築)施工管理技士又は1級建設機械施工技士	0.50	
		その他	0.00	
優秀技術 者表彰等	・新潟県優秀技術者表彰又は新潟県優秀技術者証の有無	優秀技術者表彰あり	1.00	/ 1.00
		優秀技術者証あり	0.50	
		なし	0.00	
<b>【地域貢献度】</b>				
災害時における活動実績等	・過去3ヶ年度(当年度含む。)の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無 (佐渡市内における国、新潟県又は佐渡市のもの)	活動実績あり(防災協定の締結の有無を問わない)	1.00	/ 1.00
		活動実績はないが、防災協定の締結あり	0.50	
		実績・締結なし	0.00	

維持管理 実績	過去3ヶ年度（当年度含む。）の道路除雪の受託契約又は維持修繕（補修）実績の有無 （佐渡市内における新潟県又は佐渡市のもの）	道路除雪の受託契約及び維持修繕（補修）実績の両方がある	2.00		/ 2.00
		道路除雪の受託契約又は維持修繕（補修）実績のいずれかがあり	1.00		
		道路除雪の受託契約及び維持修繕（補修）実績の両方ともなし	0.00		

【地域精通度】

地域調達	下請負（一次及び二次を含み、下請負金額が500万円を超えるものに限る。）における佐渡市内企業の活用の有無	下請負のすべてが佐渡市内企業又は下請負なし	1.00		/ 1.00
		上記以外	0.00		

加算点			/ 14.00
-----	--	--	---------

様式第1号

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者

平成 年 月 日付けで公告のあった次の工事の入札参加資格について確認されたく、申請します。

工事番号：

工事名：

工事番号：

工事名：

工事番号：

工事名：

様式第2号

佐渡市に住所を有する従業員調書

平成 年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者

当営業所の建設業に従事する者で、佐渡市に住所を有する者の状況は、次のとおり相違ありません。

	氏名	住所		氏名	住所
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

様式第3号

企業の技術力・地域性確認資料

会社名：

工事名：

【同種工事の実績】

同種工事・類似工事の別		同種工事
		類似工事
工事名（施設名）		
発注者		
工事場所		
工期		
契約金額		
受注形態	単体・共同企業体の別	
	出資比率	
工事概要		

【優良工事表彰】

新潟県優秀工事表彰（知事表彰）	
-----------------	--

【災害時における活動実績等】

災害時における活動実績	
防災協定の締結	

【維持管理実績】

道路除雪の受託契約の有無	
維持修繕（補修）実績の有無	

【地域精通度】

地域調達		下請負なし
		下請負（※）のすべてを佐渡市内企業で行う
		上記以外

※ 500万円を超える下請負契約に限る。

注)

- 「同種工事・類似工事の別」及び「地域調達」の項目については、該当する箇所には○を記すこと。
- 「同種工事の実績」とは、過去10ヶ年度（当年度を含む。）の同種工事の実績をいい、具体的な内容は、その要否を含め該当工事の個別公告に特記するので、確認のこと。
- 過去3ヶ年度に新潟県優良工事表彰（知事表彰）を受賞していれば記載すること。
- 佐渡市内において過去3ヶ年度（当年度を含む。）に災害時における活動実績があれば（防災協定の有無を問わず）契約名、契約の相手方及び締結日を記載すること。また、佐渡市内において技術資料の提出期限現在で有効な防災協定を締結していれば（活動実績の有無を問わず）締結日と協定の相手方を記載すること。
- 佐渡市内において過去3ヶ年度（当年度を含む。）に道路除雪受託契約（協定）及び維持修繕（補修）実績のそれぞれについて、ある場合は契約名、契約の相手方及び締結日を記載すること。
- 「佐渡市内企業」とは、佐渡市内に本店又は支店を有する企業をいう。

様式第4号

配置予定技術者の能力確認資料

会社名：

工事名：

主任技術者又は監理技術者の区分				
ふりがな 氏名				
所属会社名				
雇用関係開始年月日				
法定資格等	種類			
	取得年			
	登録等番号			
表彰等 術者表 優秀技	優秀技術者表彰（知事表彰）	年度表彰	年度表彰	年度表彰
	優秀技術者証の有無			

注)

- 1 配置予定技術者の法定資格を記入すること。
- 2 配置予定技術者が新潟県優秀技術者表彰（知事表彰）を受賞したか、又は新潟県優秀技術者証の交付を受けていれば記載すること。
- 3 契約金額については、最終請負金額（税込み）を記載すること。
- 4 配置予定技術者は3人まで記載できるが、その能力に係る評点は、最も低い評価を受けた者をもって算定するので注意のこと。